

2025年：米国の知財事情に関するレポート【ダイジェスト版】

本レポートは以下の8部から構成される。

- I. 過去5年間の米国特許・意匠・商標・著作権の出願／登録統計
- II. 過去5年間の中小企業の米国出願統計
- III. 特許・意匠・商標の審査の傾向
- IV. 特許権侵害訴訟統計
- V. 2025年の重要判決／審決 — 日本企業への権利化に影響のあるもの
- VI. 2025年の特許適格性（米国特許法101条）に関する新ガイダンス
- VII. 2026年度審査官業務評価計画（PAP）に伴う面接実務の変更
- VIII. 米国の知財に関連するその他の動向

I. 過去5年間の米国特許・意匠・商標・著作権の出願／登録統計

<特許>

過去5年間における米国の知的財産制度の動向を分析すると、技術環境の変化や法制度のアップデートに伴う顕著な変化が見られる。米国特許商標庁（USPTO）の統計によると、特許出願は2022年から着実に増加しており、2025年には、特に無機半導体や電池関連、AI・機械学習分野の勢いもあり、前年比約2%増の47.5万件を超えた。日本からの出願は2022年以降減少傾向にあり、円安の影響等から今後もこの傾向が続くことが予想される。一方、中国からの特許出願は増加を続け、2023年に日本を抜いて外国勢トップとなって以降、その差を拡大させている。

<意匠>

意匠出願についても、2023年から増加傾向にある。その背景には、近年の侵害訴訟において図面上の要素に限定されがちであった保護範囲が製品の全体的な外観・印象にまで拡大し、高額な賠償が認められるようになったことがある。

<商標>

商標出願については 2023 年を底に回復基調にあり、2025 年には、デジタルブランド保護や AI 関連サービスの牽引により、対前年比約 8%増を記録した。ただし、日本からの商標出願は手数料値上げや円安の影響もあり「量から質」へのシフトが見られる。

<著作権>

著作権登録については、NFT 市場の活性化に伴い 2021 年から 2022 年にかけて登録数が急増したが、2023 年以降は減少傾向にある。また、AI 生成物に関しては「人間の著作者」を基本要件とする原則が判決により支持されており、人間による創作的な寄与が認められる部分を保護対象とする運用が定着している。

II. 過去 5 年間の中小企業の米国出願統計

中小企業の出願動向では、米国特許出願全体に占める中小企業による出願の割合は増加している。しかし、外国の中小企業による出願は相対的に低く、その一因としてコスト面や米国市場進出の観点から米国出願に消極的であると考えられる。また、米国特許制度には、中小企業向けの手数料軽減措置があり、その認定要件は日本などの中小企業基準よりも緩いものであるが、外国企業にはその措置が十分に浸透していない可能性がある。

III. 特許・意匠・商標の審査の傾向

審査の傾向として、特許審査では、審査待ち時間が増加傾向にあり、2025 年の出願からファーストアクションまでの平均待ち時間は 22.6 ヶ月に達した。一方で、意匠審査は比較的安定しており、16.9 ヶ月でファーストアクションが発行される状況にある。商標審査に関しては、審査待ち時間が短縮傾向にあり、5.6 ヶ月でファーストアクションが発行されるようになっている。登録査定率に関しては、過去 5 年間で大きな変化はなく、審査の厳格化や基準変更は現時点では限定的である。

IV. 特許権侵害訴訟統計

特許権侵害訴訟は、2023 年に過去 10 年で最低を記録した後、2024 年には急激な回復（前年比 22.2%増）を見せた。被告側企業を見ると、依然として IT や製薬業界の大企業が標的となりやすいことがわかる。注目すべきは、特定の大量提訴者（HVP）だけでなく、それ以外の非 HVP が原告となる件数も増加している点である。訴訟資金提供ファンドの一般化等により、非 HVP の原告であっても多額のコストを要する訴訟を戦う余力を持てるようになったことが一因と考えられる。

V. 2025 年の重要判決／審決 — 日本企業への権利化に影響のあるもの

2025 年の重要審決の一つとして、*Ex parte Desjardins* が挙げられる。本件では、審査段階ではソフトウェア関連発明の特許適格性（米国特許法 101 条）が否定されていたものの、審決において、機械学習モデルの訓練効率向上が「技術的改善」に該当するとして、その判断が覆された。

VI. 2025 年の特許適格性（米国特許法 101 条）に関する新ガイダンス

上記の審決を受け USPTO は、技術的改善を示す事実証拠を提出するための「特許適格性に関するデklarレーション（SMED）」の新ガイダンスを公表しており、今後はこのデklarレーションの提出が 101 条拒絶への対抗手段となり得る。

VII. 2026 年度審査官業務評価計画（PAP）に伴う面接実務の変更

特許実務上の大きな変更としては、2026 年度の審査官業務評価計画（PAP）の改訂により、審査官面接の時間に 1 審査ラウンド合計 1 時間という厳格な上限が設けられた。これにより、2 回目以降の面接実施が困難となるため、最初の拒絶理由応答時などの限られた機会に、事前に詳細な協議事項と補正案を提出し、議論の的を絞るなどの効率的に審査官との合意形成を図る戦略が求められる。

VIII. 米国の知財に関連するその他の動向

2025 年における米国の知財に関連するその他の動向として、トランプ政権発足に伴う行政効率化施策（DOGE）や政府閉鎖（ガバメントシャットダウン）の影響により、USPTO において審査官の採用凍結や人員削減が行われた結果、審査待ち時間の長期化や事務処理の停滞が生じている。また、2025 年に就任した新長官は、約 13 年ぶりとなる長官職権による再審査命令を日本企業が所有する特許に対して発動した。これは、業界への影響力が大きい重要特許の品質を当局が自ら厳格に検証する姿勢を鮮明にしたものであり、登録後の権利であっても当局の判断で事後的に有効性が再審査されるリスクが顕在化した象徴的な事例として注目されている。さらに、2025 年末、特許・意匠に関して、米国外に住所を持つ全ての出願人・権利者に対し米国代理人の選任を義務付ける規則改正案が公表された。本案が施行されれば、商標と同様に、従来日本の出願人が直接行っていた USPTO に対する一部の事務手続きにも米国代理人の介在が必須となるため、事務コストの増加や現地代理人との連携体制の見直しが必要になる可能性がある。なお、USPTO による特許証のセレモニアルコピーの一律送付が 2026 年 3 月 9 日をもって終了する。今後は登録料納付時に明示的に希望しなければ受領できなくなるため、発明者への進呈や現物保管を希望する場合には留意が必要である。

2025 年：米国の知財事情に関するレポート【詳細版】



目次

I. 過去 5 年間の米国特許・意匠・商標・著作権の出願／登録統計	4
II. 過去 5 年間の中小企業の米国出願統計.....	9
III. 特許・意匠・商標の審査の傾向	11
IV. 特許権侵害訴訟統計	17
V. 2025 年の重要判決／審決 — 日本企業への権利化に影響のあるもの	21
VI. 2025 年の特許適格性（米国特許法 101 条）に関する新ガイダンス	23
VII. 2026 年度審査官業務評価計画（PAP）に伴う面接実務の変更.....	25
VIII. 米国の知財に関連するその他の動向	26

I. 過去 5 年間の米国特許・意匠・商標・著作権の出願／登録統計

(1) 特許・意匠・商標の出願統計

米国特許商標局（USPTO）の会計年度 2021 年から 2025 年までの 5 年間の米国特許・意匠・商標の出願件数の統計を表 1 にまとめました。¹

表 1 におきまして、特許出願は、新規出願件数のみとし、継続審査請求（RCE）の件数は含んでおりません。また、商標出願は、純粋な出願件数のみとし、追加分類の件数は含んでおりません。2025 年の数値は、2025 年 11 月公表の年次報告書（Annual Performance Report）における速報値を反映しております。なお、2025 年の特許出願の国別内訳は、同報告書の公表時点で未公表のため N/A としております。

¹USPTO: Annual reports (<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>)

[表 1]

	2021	2022	2023	2024	2025
特許出願	450,457	457,576	462,242	466,089	475,223
米国内からの特許出願	223,340	220,194	225,813	221,956	N/A
日本からの特許出願	63,114	65,102	64,767	61,358	N/A
中国からの特許出願	56,479	61,083	66,138	71,881	N/A
意匠出願	54,201	54,476	53,679	61,778	64,087
商標出願	732,007	570,077	537,182	576,785	622,905
日本からの商標出願	7,982	8,122	8,154	8,059	7,559
中国からの商標出願	228,445	127,705	111,697	146,999	165,471

特許出願につきましては、新型コロナウイルスによるパンデミックの間は、企業の研究活動及び知財活動も停滞しておりましたが、2022 年からは出願件数が着実に増加しており、2025 年には前年比で約 2%増加し、47 万 5 千件を超えました。2025 年の出願件数の多い技術分野としては、情報処理、デジタル情報伝送、半導体、電池関連、表示装置、および人工知能・機械学習が挙げられます。特に、出願件数上位 20 の特許分類において、無機半導体（H10D）が初ランクインしたほか、電池関連（H01M）が唯一の前年比増を記録するなど、半導体と EV・エネルギー分野の勢いが鮮明となっております。しかし、日本からの特許出願は 2022 年以降減少傾向にあります。円安の影響もあり、この傾向は 2026 年以降も続くものと予想されます。一方、中国からの出願は増加傾向にあり、2023 年に日本を抜いて外国勢でトップとなりましたが、2024 年には日本との差がさらに拡大しました。

意匠出願につきましては、2023 年から出願件数が着実に増加しております。この背景には、*Samsung Elecs. Co. v. Apple Inc.*²を含む近年の侵害訴訟において、従来は

²Samsung Elecs. Co. v. Apple Inc., 580 U.S. 53 (2016) (https://www.supremecourt.gov/opinions/16pdf/15-777_7lho.pdf)

図面上の要素に限定されがちであった保護範囲が製品の全体的な外観・印象にまで拡大し、高額な損害賠償が認められるようになったことがあります。また、意匠出願は特許出願に比べて権利化までに掛かる費用が安く、登録後の維持費用も不要という利点があり、2025 年 1 月 19 日に実施された公的手数料（オフィシャルフィー）の改定により特許の維持費用などが引き上げられる中で、コストパフォーマンスに優れた意匠制度は消費者向け製品を製造・販売している中小企業には特にお勧めできる制度です。

商標出願につきましては、新型コロナウイルスのパンデミックに伴うオンラインビジネスの急拡大等の影響により 2021 年に過去最高を記録した後、一時は減少に転じておりましたが、2023 年を底として再び増加に転じており、2025 年には対前年比で約 8%増の 62 万 2 千件を超え、現在は回復基調にあります。この背景には、デジタルブランド保護の重要性が定着したことに加え、AI 関連サービスや Web3 関連の新規事業立ち上げが活発化していることが考えられます。また、国別で見ますと、依然として中国からの出願が全体の大きな割合を占めており、その増減が総出願数のトレンドを左右する構図が続いております。かつて問題となった「商標トロール」等の不正出願に対しましては、USPTO は 2019 年に米国弁護士の代理義務化、2022 年にはオンラインアカウントの本人認証厳格化を行ってきました。2025 年 1 月には、こうした審査の適正化を維持するための運営コスト増を背景に、USPTO による商標関連の公的手数料改定も実施されております。日本からの商標出願は、2024 年までは 8,000 件前後で安定的に推移しておりましたが、2025 年には対前年比で約 6%減となっており、円安の長期化および USPTO による公的手数料引き上げの影響が、日本企業の出願戦略を「量から質」へとシフトさせている可能性があります。

（2）特許・意匠・商標の登録統計

USPTO の会計年度 2021 年から 2025 年までの 5 年間の米国特許・意匠・商標の登録件数の統計を表 2 にまとめました。³

³USPTO: Annual reports (<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>)

[表 2]

	2021	2022	2023	2024	2025
特許登録	338,334	318,496	310,245	326,189	327,665
米国内の特許権者	172,728	155,598	156,197	167,583	161,677
日本の特許権者	49,668	46,937	40,055	43,442	44,244
中国の特許権者	29,947	35,193	33,524	44,285	53,922
意匠登録	34,474	33,072	34,673	44,086	51,825
商標登録	337,814	362,597	316,322	338,854	440,689
日本の商標権者	3,092	2,806	2,753	3,248	3,816
中国の商標権者	110,563	144,579	94,743	93,258	153,662

出願から登録までに、特許・意匠では平均で2～3年、商標では1～2年の審査期間を要するため、一般には出願数の傾向が審査期間分だけ遅れて登録数の傾向に反映されます。ここでも中国からの出願が登録となった数の伸びが目立ちます。特に特許では、2024年に日本を抜いて外国勢のトップに躍り出ました。

(3) 著作権の登録統計

米国著作権局（US Copyright Office）から発表された米国著作権の登録件数の統計を表3にまとめました⁴。本稿執筆時点における最新の2024年度版レポートに基づき、会計年度2020年から2024年までの5年間の統計を反映しております。

2024年の著作権出願数は458,916件であり、そのうち424,155件が登録されました。著作権局による審査は、作品に最低限の創造性が備わっているか、および形式的な法的要件を満たしているかを確認する「登録適格性」の判断を中心に行われます。そのため、出願の大部分はこれらの要件を満たし登録されますが、創造性の欠

⁴US Copyright Office: Annual Reports (https://www.copyright.gov/history/annual_reports.html)

などを理由に登録が拒絶されるケースも存在し、その割合は出願全体の 3%未満で推移しております。

[表 3]

	2020	2021	2022	2023	2024
著作権登録	367,307	403,593	484,589	441,526	424,155

2023 年以降は登録件数が減少傾向にあるが、2021 年から 2022 年にかけての登録数急増は、NFT 市場の活性化に伴うデジタル著作権への関心の高まりが寄与したものと考えられております。これに関連し、著作権局は USPTO と共同で NFT に関する調査を実施し、2024 年 3 月にその報告書を公開していましたが、現時点では NFT に対応するために知的財産権法を改正する必要はなく、既存の法的枠組みで十分対応可能であると結論付けております⁵。

また、AI（人工知能）生成物に関する議論も大きな進展を見せています。「人間の著作者（Human authorship）」が著作権保護の基本要件であるという原則は、2023 年の *Thaler v. Perlmutter* 事件の判決により司法の場でも改めて支持されました。著作権局は 2024 年 7 月、AI に関する包括的なレポートの第 1 部「デジタルレプリカ」を公開し、許可のないディープフェイク等から個人を保護するための新たな連邦法の制定を議会に勧告しております⁶。現時点では、AI が単独で作成したコンテンツに著作権は認められないものの、人間による創作的な寄与が認められる部分については保護の対象とするという運用が定着しており、引き続き AI 生成物を含む作品の登録審査に関するガイドラインに基づいた運用がなされております⁷。

⁵USPTO: Non-Fungible Tokens and Intellectual Property (<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Joint-USPTO-USCO-Report-on-NFTs-and-Intellectual-Property.pdf>)

⁶US Copyright Office: Copyright and Artificial Intelligence (<https://www.copyright.gov/ai/>)

⁷Federal Register: Copyright Registration Guidance: Works Containing Material Generated by Artificial Intelligence (<https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/16/2023-05321/copyright-registration-guidance-works-containing-material-generated-by-artificial-intelligence>)

II. 過去 5 年間の中小企業の米国出願統計

USPTO の会計年度 2021 年から 2025 年までの 5 年間の特許出願における事業体規模の割合統計を表 4 にまとめました。⁸

[表 4]

	2021	2022	2023	2024	2025
極小規模	2.48%	2.48%	2.40%	2.21%	2.17%
（うち米国 起源の出願 での割合）	4.23%	4.25%	3.88%	3.46%	3.37%
（うち外国 起源の出願 での割合）	1.01%	1.09%	1.11%	1.13%	1.24%
小規模	20.76%	20.91%	21.56%	21.71%	22.03%
（うち米国 起源の出願 での割合）	27.02%	27.48%	27.68%	26.96%	27.81%
（うち外国 起源の出願 での割合）	15.42%	15.74%	16.22%	17.16%	17.48%
大規模	76.75%	76.61%	76.04%	76.07%	75.79%

極小規模事業体（Micro Entity）：発明者又は出願人が過去に 4 件を超える米国特許出願をしておらず、前年の総所得が平均世帯収入の 3 倍以下。

小規模事業体（Small Entity）：個人、関連会社を含めて従業員が 500 名以下の企業、又は大学等の高等教育機関等の非営利団体。

大規模事業体（Large Entity）：上記のいずれにも該当しない事業体。

2025 年 1 月に USPTO における公的手数料の全体的な値上げ（約 7.5～10%）が行われましたが、中小企業向けの公的手数料の減免制度は引き続き維持されております。具体的には、極小規模事業体及び小規模事業体には、大規模事業体の標準手数料に対し、極小規模事業体では 80%、小規模事業体では 60%のディスカウントが認

⁸USPTO: Annual reports (<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>)

められます。外国起源の出願では、極小規模及び小規模事業体の占める割合が着実に増加しているものの、米国起源の出願に比べると著しく低くなっております。これは、外国の極小規模及び小規模事業体の中にはコスト面や米国市場進出の観点から米国出願に消極的であることに加え、減免制度を十分に把握せぬまま出願を行っている場合もあると予想されます。特に、小規模事業体については、日本における中小企業基本法における定義と比べて、資本金の総額の制限がなく従業員数の上限の高い点が異なりますので、日本では中小企業に該当しない法人でも、小規模事業体として減免制度を利用できる可能性があります。日米の基準の相違を表5にまとめました。

[表 5]

業種	日本の中小企業基本法			USPTO の基準	
	中小企業者		小規模企業者	小規模事業体	極小規模事業体
	資本金額	従業員数	従業員数		
製造業	3 億円以下	300 人以下	20 人以下	資本金制限無 従業員 <u>500 人</u> 以下の企業 高等教育機関 等	過去の出願が 4 件以下、かつ前 年総所得が平均 世帯収入の 3 倍 以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下		
サービス業	5 千万円以下	100 人以下	5 人以下		
小売業	5 千万円以下	50 人以下	5 人以下		

III. 特許・意匠・商標の審査の傾向

(1) 特許

USPTO の会計年度 2021 年から 2025 年までの 5 年間の特許出願における審査待ち時間を表 6 にまとめました。⁹

[表 6]

	出願からファーストアクションまでの審査待ち時間	出願から最終処分（査定又は放棄）までの審査待ち時間
2021 年	16.9 カ月	23.3 カ月
2022 年	18.5 カ月	25.2 カ月
2023 年	20.5 カ月	25.0 カ月
2024 年	19.9 カ月	26.3 カ月
2025 年	22.6 カ月	26.3 カ月

特許審査の遅延は全体として増加傾向にあります。2024 年には約 19.9 ヶ月と一旦は 20 ヶ月を下回りましたが、2025 年の統計では再び増加に転じ、出願からファーストアクション（FA）が発行されるまでの審査待ち時間は 22.6 ヶ月に達しています。この遅延の主な要因として、出願件数の高止まりに加え、トランプ政権発足に伴う「DOGE（政府効率化推進）」施策や 2025 年 10 月の政府閉鎖（ガバメントシャットダウン）の影響により、新規審査官採用の縮小及び遅延、全職員の約 1% に及ぶ人員削減が実施されたことが挙げられます。

また、最終処分までの審査待ち時間は 26.3 ヶ月と前年から横ばいですが、ファーストアクションまでの審査待ち時間の増加に伴い、今後、最終処分までの審査待ち時間も増加していくものと予想されます。

⁹USPTO: Patents Data December 2025 (<https://www.uspto.gov/dashboard/patents/>)

(2) 意匠

USPTO の会計年度 2021 年から 2025 年までの 5 年間の意匠出願における審査待ち時間を表 7 にまとめました。¹⁰

[表 7]

	出願からファーストアクションまでの審査待ち時間	出願から最終処分（査定又は放棄）までの審査待ち時間
2021 年	16.1 カ月	21.1 カ月
2022 年	14.7 カ月	20.4 カ月
2023 年	17.1 カ月	21.7 カ月
2024 年	16.0 カ月	22.3 カ月
2025 年	16.9 カ月	21.5 カ月

意匠審査に関しては、多少の波はありますが、全体として横ばい傾向にあり、2025 年には、出願からファーストアクションが発行されるまでの審査待ち時間が 16.9 ヶ月、最終処分までの審査待ち時間が 21.5 ヶ月となっております。

意匠審査の特徴として、図面の不備に関する拒絶理由が多く、特許に比べれば依然として最終処分までの期間は短くなっております。ただし、2024 年の LKQ 判決（*LKQ Corp. v. GM Glob. Tech. Operations LLC*¹¹）により、長年維持されてきた自明性判断基準が変更されました。これにより、今後は先行意匠の組み合わせによる自明性の拒絶が増え、ファーストアクション発行までの審査待ち時間の長期化、オフィスアクションの発行回数の増加等が予想されます。その結果、意匠における最終処分までの全体的な審査待ち時間が長期化することも考えられますので、引き続き、動向を注視する必要があります。

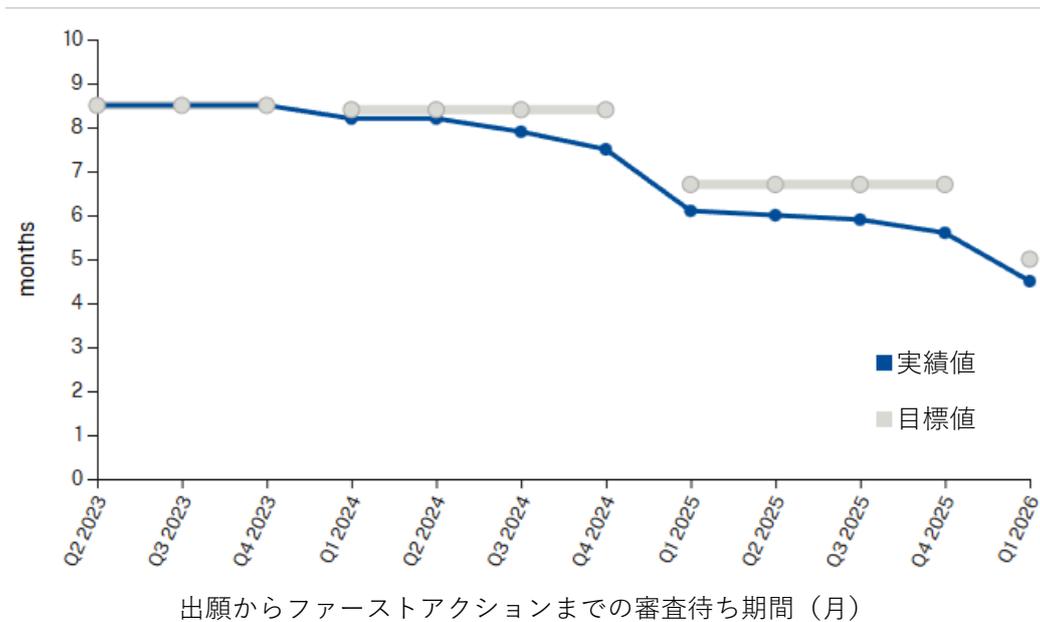
¹⁰USPTO: Design Patents Data December 2025 (<https://www.uspto.gov/dashboard/patents/design.html>)

¹¹ *LKQ Corp. v. GM Glob. Tech. Operations LLC*, 102 F.4th 1280 (Fed. Cir. 2024)

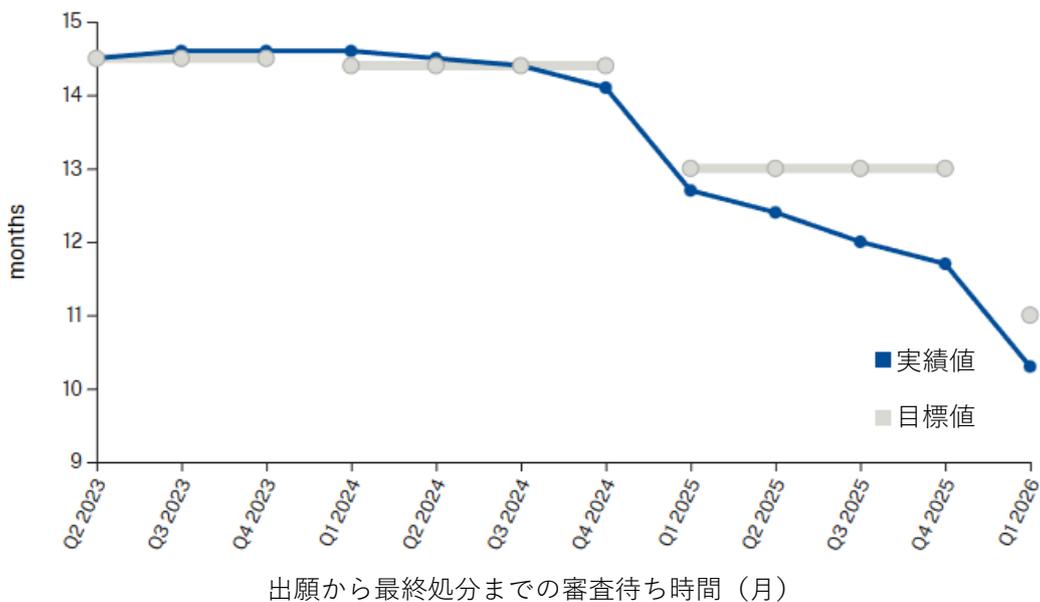
(3) 商標

図1及び図2は、2023年の第2四半期から2026年第1四半期までの商標出願の審査待ち時間（ファーストアクション及び最終処分）を示したものです。¹²

[図1]



[図2]



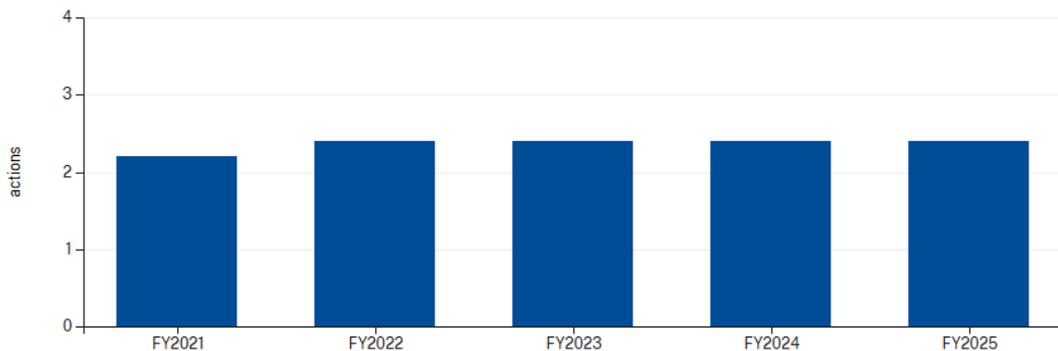
¹²USPTO: Trademarks Data December 2025 (<https://www.uspto.gov/dashboard/trademarks/>)

出願からファーストアクションが発行されるまでの審査待ち時間は約 8 ヶ月で安定していましたが、2024 年から減少傾向に転じ、現在は 4.5 ヶ月となっております。また、最終処分までの審査待ち時間も同様に、2024 年から引き続き短縮傾向にあり、現在は 10.3 ヶ月となっております。

(4) 特許出願及び意匠出願のオフィスアクション発行回数と査定率

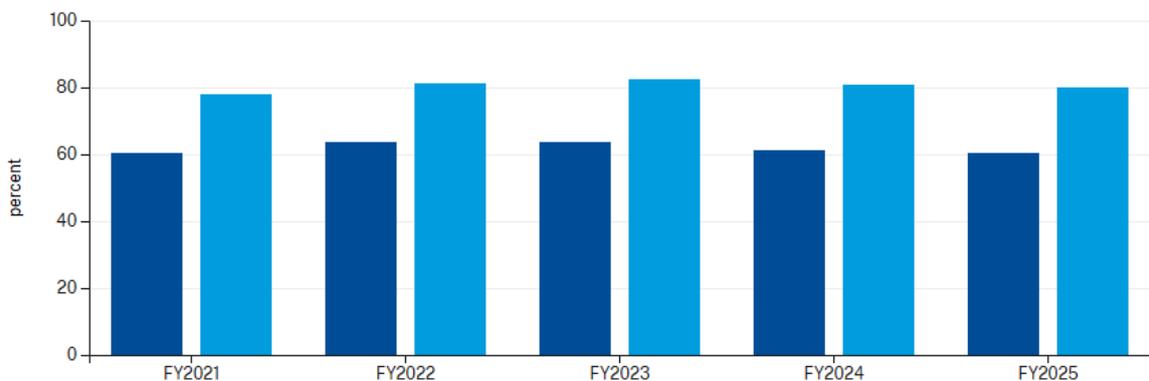
特許出願に関して、図 3 及び図 4 は、USPTO の会計年度 2021 年から 2025 年までの 5 年間の特許出願における許可になるまでのオフィスアクション（OA）の平均発行回数及び特許査定率を示したものです。¹³

[図 3]



特許出願が許可となるまでの OA の平均発行回数

[図 4]



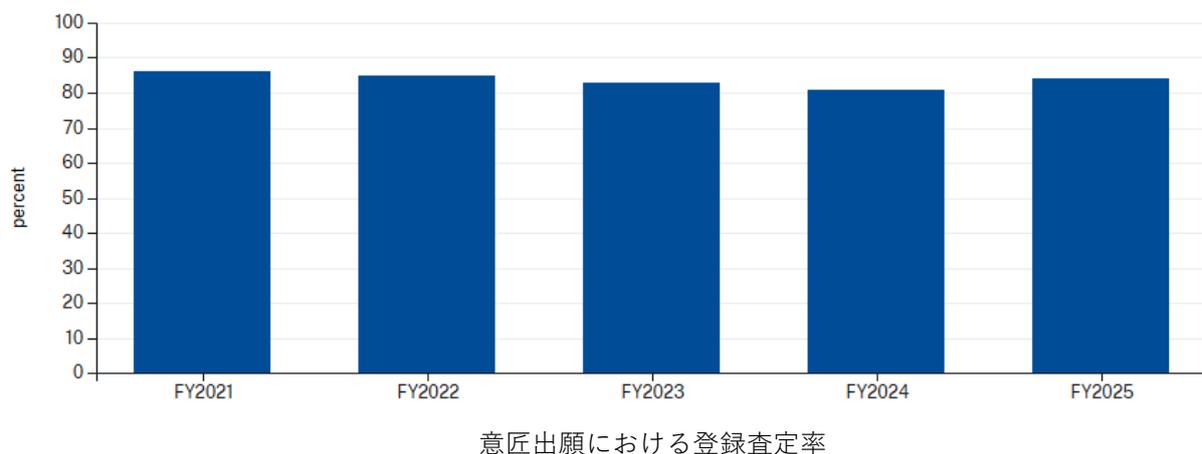
特許査定率（左側は RCE を請求した案件を含み、右側は含まない）

¹³USPTO: Patents Data December 2025 (<https://www.uspto.gov/dashboard/patents/>)

特許出願が許可となるまでに発行されるオフィスアクション（OA）の平均回数は、2025 年は前年（2024 年）と同様に 2.4 回であり、安定して推移しております。また、特許査定率も RCE を請求した案件を含んだ場合で約 60%、RCE を請求した案件を含まない場合で約 80%と、いずれも安定して推移しております。したがって、審査の難易度という観点では、少なくとも過去 5 年の間に大きな変化はないと言えます。

意匠出願に関して、USPTO の会計年度 2021 年から 2025 年までの 5 年間の意匠出願における査定率を図 5 に示します。¹⁴

[図 5]



意匠出願においても、特許出願と同様に、現時点では審査の傾向に大きな変化はなく、上述した 2024 年の LKQ 判決による自明性判断基準の変更による登録査定率への影響はまだ見られません。

なお、商標出願については同様の統計が発表されていないために正確なデータはありませんが、実務担当者の肌感覚としては、特許出願及び意匠出願と同様に、審査の傾向には大きな変化はないように思われます。

¹⁴USPTO: Design Patents Data December 2025 (<https://www.uspto.gov/dashboard/patents/design.html>)

(5) 審査官数

USPTO の会計年度 2021 年から 2025 年までの 5 年間の審査官数の統計を表 8 にまとめました。¹⁵¹⁶

[表 8]

	2021	2022	2023	2024	2025
特許審査官	7,840	8,214	8,237	8,599	8,524
意匠審査官	233	295	331	345	350
商標審査官	662	718	756	765	810

出願増や審査遅延に対処するために、USPTO は近年審査官の採用を積極的に行っており、これにより、2025 年において、意匠及び商標の審査官数は増加しました。一方で、特許の審査官は、2025 年に特許と意匠で合計 800 人もの新規採用を行ったにもかかわらず、結果として減少に転じております。この結果は、USPTO において審査官の離職が依然として課題であることを浮き彫りにしており、今後もこの傾向が続きますと審査待ち時間のさらなる長期化や審査品質の低下といった影響が出ることも予想されます。

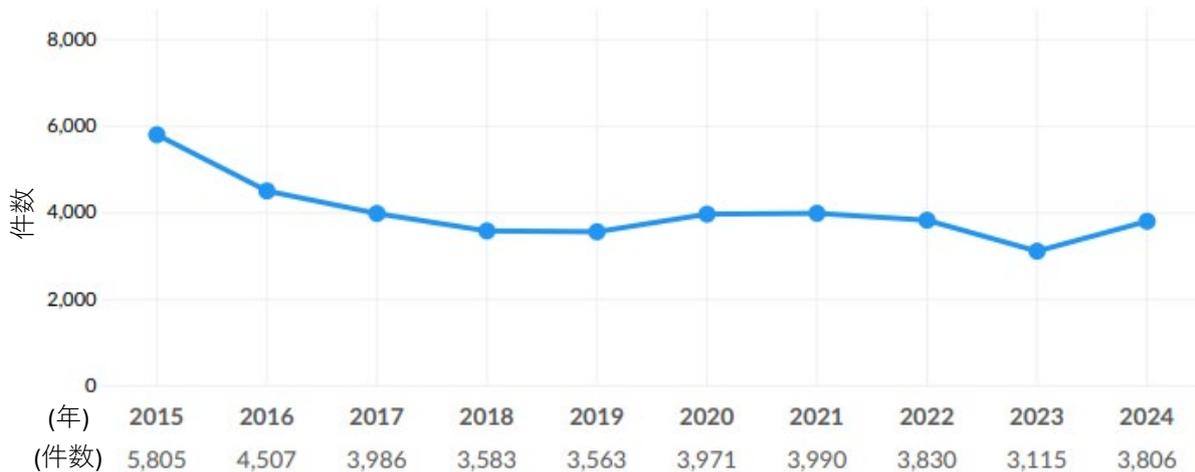
¹⁵USPTO: Data visualization center (<https://www.uspto.gov/dashboard/patents/>)

¹⁶USPTO: Annual Report (<https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>)

IV. 特許権侵害訴訟統計

図 6 は、米国における 2015 年～2024 年の特許権侵害訴訟の出訴数を示しています。¹⁷

[図 6]



特許侵害訴訟の出訴数

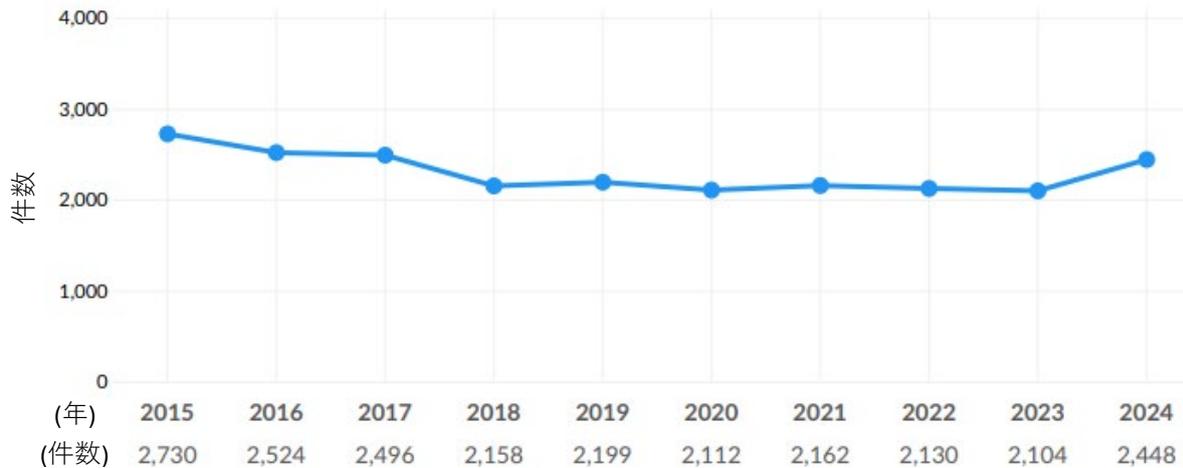
特許権侵害訴訟の件数は、近年横ばい傾向にあります。2023 年は過去 10 年間で最低の訴訟件数（3,115 件）を記録しましたが、2024 年には 3,806 件（前年比 22.2% 増）と急激な回復を見せました。

図 7 は、同じく 2015 年～2024 年の特許権侵害訴訟の出訴数を示していますが、年間 10 件以上の訴訟を提起している原告（HVP：High-Volume-Plaintiffs）の案件を除いたものです。¹⁸

¹⁷LexisNexis: Lex Machina Patent Litigation Report 2025

¹⁸LexisNexis: Lex Machina Patent Litigation Report 2025

[図 7]



HVP を除く原告による特許侵害訴訟の出訴数

図 6 及び図 7 を比較すると、2024 年の訴訟増加において注目すべき点は、これまで訴訟活動を牽引していた HVP だけではなく、「非 HVP」に分類される原告による提訴も増加していることです。これは、昨年度のレポートでも触れられていますようにファンド等の第三者による訴訟資金提供や、ローファームとの成功報酬型の契約が一般化してきたことで、非 HVP の原告であっても多額のコストを要する訴訟を戦い抜く余力を持てるようになったことが一因と考えられます。

表 9 及び表 10 は、2022 年から 2024 年において特許訴訟で原告及び被告となっている上位 10 社をそれぞれ示しております。¹⁹

¹⁹LexisNexis: Lex Machina Patent Litigation Report 2025

[表 9]

原告上位 10 社

Party	2022	2023	2024	Total	Districts
Patent Armory Inc.	0	87	124	211	17
Cedar Lane Technologies Inc.	176	23	3	202	18
Bell Semiconductor, LLC	102	12	1	115	15
Linfo IP, LLC	25	13	48	86	11
VDPP, LLC	5	22	58	85	14
Torus Ventures LLC	0	0	84	84	4
AML IP, L.L.C.	17	20	41	78	7
Deckers Outdoor Corporation	18	25	21	64	9
mCom IP, LLC	16	31	10	57	11
InnoMemory, LLC	16	7	30	53	3

[表 10]

被告上位 10 社

Party	2022	2023	2024	Total	Districts
Samsung Electronics America, Inc.	51	45	62	158	5
Samsung Electronics Co., Ltd.	42	36	54	132	5
Google LLC	51	45	34	130	14
Apple Inc.	36	34	34	104	15
Amazon.com, Inc.	32	23	44	99	21
Aurobindo Pharma Ltd.	18	16	27	61	2
AT&T Corp.	16	23	20	59	9
Microsoft Corporation	24	15	20	59	10
Walmart Inc.	20	20	19	59	21
Aurobindo Pharma USA, Inc.	19	12	24	55	2

表 10 には被告側として IT 産業と医薬品産業の大企業が名を連ね、これらの大企

業が主な標的とされる傾向がより鮮明となっております。一方で、表 9 では Patent Armory Inc. が 1 位となっておりますように、原告側としては、特定の法域で短期間に大量の訴訟を提起する HVP の台頭が顕著であり、特許訴訟が、投資ファンドなどのリターンを得るために和解金や賠償金の支払い能力の高い大企業が狙って行われる傾向にあることが分かります。中小企業に関しては、依然として高額なリターンが見込めないことから訴訟にまで発展する例は限定的とも考えられますが、競合他社を牽制したり、早期解決を望む企業から和解金を得たりする目的で、確証のないまま中小企業も含め広範囲に警告書を送付する事例もあるようです。このような背景から、警告書等の接触を受けた際にはまずは専門家に相談することをお勧めします。

V. 2025 年の重要判決／審決 — 日本企業への権利化に影響のあるもの

2025 年に出された判決／審決の中で特に注目すべきものとして、特許審判部（PTAB）の拡大合議体による *Ex parte Desjardins* (Appeals Review Panel, 2025)²⁰が挙げられます。

1. 事案の概要

本件は、DeepMind Technologies 社により出願された特許出願（US Application No. 16/319,040）に関するものであり、機械学習モデルの訓練方法に関する発明の特許適格性（米国特許法 101 条）が争われた事案です。米国特許法 101 条は、特許保護の対象となる発明の範囲を定めた規定ですが、近年の実務においては、特にビジネスモデルやソフトウェア関連の出願において特許適格性が厳しく問われる傾向にあります。そのような中で、本件は、審査段階において、クレームが「数学的アルゴリズム（抽象的なアイディア）」に該当し、特許保護の対象ではないとして 101 条違反で拒絶されました。出願人はこれを不服として特許審判部（PTAB）に審判を請求しましたが、2025 年 3 月の原審決、および同年 7 月の再審理請求においても、特許不適格とする判断が維持されました。

しかしながら、同年 8 月、USPTO 長官らで構成される Appeals Review Panel（ARP）は、本件を重要事案と位置づけ、職権による再審理を決定しました。その結果、この ARP による再審理を経て、「クレーム全体として見れば、抽象的なアイディアを実用的な応用へと統合している」として、当初の不適格判断が覆され、特許適格性が認められました。

2. 判決のポイント

本審決では、AI 関連発明の特許適格性判断（Alice/Mayo テスト）に関し、以下の二点が明確に示されました。

- ・ 技術的改善の認定： 機械学習モデルの訓練プロセス（本件ではデータの重要度

²⁰ *Ex parte Desjardins*, 2024-000567

に基づく再サンプリング手法等)の改善が、モデルの精度向上や訓練効率の改善といったコンピュータ技術そのものの「技術的改善 (Improvement in technology)」をもたらす場合、それは単なる数学的計算の域を超え、「実用的な応用 (practical application)」へ組み込まれていると判断されました。

・高レベルな一般化による拒絶の否定： 審査官が、クレームの個々の構成要素を「汎用的なコンピュータ構成要素」に分解した上で、その内容を単なるコンピュータによる情報処理であると高レベルな一般化（抽象化）を行い、抽象的なアイデアと判断することは不適切であるとの指針が示されました。

3. 日本企業への影響と対策

本審決は、これまで「抽象的アイデア」として米国特許法 101 条違反で拒絶を受けることが多かったビジネスモデル・ソフトウェア関連の出願を多く抱える日本企業にとって極めて重要な指針となると言えます。101 条拒絶の予防、或いは、101 条拒絶への反論のために、明細書作成段階から、モデルの訓練効率や精度の向上といった発明がもたらす「技術的改善」が「コンピュータ自体の機能向上」や「技術的課題の解決」にどう直結するかを具体的に記載しておくことが有効です。さらに、この審決を受け、USPTO は 2025 年 12 月に 101 条拒絶に対応するための客観的証拠の提出手段として「特許適格性に関するデklarレーション」に関する新ガイダンスを公表しました。詳細は「VI. 特許適格性（米国特許法 101 条）に関する新ガイダンス」にて後述しますが、今後は、101 条拒絶を受けた際には、単なる応答書での反論にとどまらず、新ガイダンスに基づくデklarレーションにより、発明がいか「技術的改善」をもたらすかを示す客観的証拠を提出することが有効な戦略になってくると考えられます。

VI. 2025 年の特許適格性（米国特許法 101 条）に関する新ガイダンス

USPTO は、2025 年 12 月 4 日付で、特許適格性に関するデklarレーション（Subject Matter Eligibility Declarations: SMED）についての新たなガイダンスを公表しました。²¹本ガイダンスは、前述の *Ex parte Desjardins* 審決において、機械学習モデルの「技術的改善」が特許適格性を充足する重要な要素であると再確認されたことを受けて作成されたものです。特に、ビジネスモデルやソフトウェア関連技術において大きな障害となっていた米国特許法 101 条拒絶に対し、従来の法的な反論のみならず、事実証拠に基づく対抗手段を明確に示した点に大きな特徴があります。

本ガイダンスの導入による審査実務上の重要な変化は、これまで主として米国特許法 102 条（新規性）拒絶及び 103 条（非自明性）拒絶への反論に用いられてきたデklarレーションが、今後は 101 条（特許適格性）拒絶を解消するための「事実証拠」の提出手段として正式に位置付けられたことにあります。これにより、従来は法的議論に終始しがちであった特許適格性の争点に対し、技術的改善を証拠として直接審査に反映させることが可能となりました。

本ガイダンスでは、審査官は、出願人から適切に提出されたデklarレーションを特許適格性の拒絶を克服するための客観的な証拠として位置づけ、審査官はこれを証拠記録の一部として慎重に検討しなければならないと記載されております。また、これに関して、本ガイダンスが引用する判例（*In re Oetiker* 等）は、米国審査実務における標準的な事実認定基準である「証拠の優越（preponderance of the evidence）」を確立したものです。同基準によれば、提示された証拠に基づき、主張内容が真実である可能性が、真実でない可能性よりも高い（50%を超える）と判断される場合に、正当な主張として認定されます。このように、デklarレーションが正式な証拠として扱われることが明確化されたことで、これまで審査官の主観的な判断に委ねられがちであった「技術的改善の有無」という争点に対し、出願人は専門家の見解や比較データといった客観的事実を審査記録に反映させ、審査官に対して、特許適格性の再検討を強く促すことが可能になります。

²¹ USPTO: Subject Matter Eligibility (<https://www.uspto.gov/patents/laws/examination-policy/subject-matter-eligibility>)

日本企業が今後取り得る対応戦略としましては、101条拒絶を受けた際、応答書におけるクレーム補正や理論的な反論に留まらず、デklarレーションの提出を積極的に検討すべきです。具体的には、デklarレーションにより、発明がどのように特定の技術的課題を解決し、従来技術と比較してどのような性能向上（処理速度、メモリ効率、予測精度など）をもたらすのかを具体的に立証することが求められます。なお、本ガイダンスでは、101条拒絶に対する主張を明確するために、他の拒絶理由（102条/103条）とは切り離し、101条に関する主張に特化したデklarレーションとして提出することが推奨されている点に留意が必要です。

VII. 2026 年度審査官業務評価計画（PAP）に伴う面接実務の変更

USPTO は、2026 会計年度の審査官業務評価計画（PAP）の改訂を行い、2025 年 10 月 2 日付で審査官面接（インタビュー）に関する運用を制限する新方針を施行しました。²²本改訂の最大の特徴は、審査官が面接に割ける時間に厳格な上限が設けられたことにあります。具体的には、1つの審査ラウンド（新規出願から最終処分まで、あるいは RCE 提出から次の最終処分まで）において、審査官が面接に対して認められるクレジット（業務評価時間）が合計 1 時間に制限されました。

従来の運用では、1 回の面接につき 1 時間が認められ、回数に明示的な制限はありませんでしたが、今回の変更により審査官が 2 回目以降の面接に応じるインセンティブは事実上消失しました。また、同一の審査ラウンド内における 2 回目以降の面接実施には管理職であるスーパーバイザー（SPE）の承認が必要となり、そのハードルは高く設定されております。この結果、最初の非最終拒絶（Non-Final Office Action）応答時に面接を行った場合、最終拒絶（Final Office Action）応答時に再び面接を実施することが困難となり、出願人はこれまでのように面接を繰り返して段階的に審査官との合意形成を図ることができなくなりました。

このような運用変更に対し、日本企業が取り得る新たな戦略としては、最初のオフィスアクションへの応答時を、対話により審査官との合意形成を図るための最大の機会と捉え、事前に詳細な協議事項（アジェンダ）と補正案を提出し、議論の的を絞って、限られた時間内で効率的に権利化を進めることが求められます。

²² USPTO: The Role of a Patent Examiner in the IP Community
(<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO-Hour-External-FY26-Examiner-PAP-Changes.pdf>)

VIII. 米国の知財に関連するその他の動向

1. トランプ政権への移行に伴う USPTO への影響

2025 年のトランプ政権発足に伴い、連邦政府全体の効率化を掲げる「DOGE（政府効率化推進）」施策の一環として、USPTO でも構造的な人員削減および採用凍結が断行されました。具体的には、2025 会計年度（2024 年 10 月開始）に向けて策定されていた新規審査官採用が縮小及び遅延して実施されたほか、2025 年 10 月には政府閉鎖（ガバメントシャットダウン）を契機として全職員の約 1% に及ぶ削減が実施されました。こうした施策の影響として、上述した審査待ち時間の長期化のみならず、実務担当者の肌感覚としましては、統計データにはまだ十分に表れていないものの、USPTO による出願受領書の発行や特許証セレモニアルコピーの送付といった事務処理の遅延、問い合わせ窓口の混雑、IT インフラの保守品質の低下など、バックオフィス業務全般において停滞を感じる場面が増えております。USPTO の最新の財務報告書（FY2025 AFR）によれば、2026 年にはさらに 1,500 名の特許審査官を採用するという野心的な目標が掲げられているものの、審査待ち時間の長期化や事務処理の遅延といった実務上の停滞は、少なくとも 2026 年も継続する可能性が高いと予測されます。そのため、日本からの出願手続きにおいては、現地代理人への指示を前倒しで進めるなど、スケジュールに余裕を持った対応が推奨されます。

2. USPTO 新長官による職権再審査の実施

2025 年 9 月、トランプ政権下で新たに任命されたジョン・スクワイアーズ氏が USPTO 長官に就任しました。同長官の就任後、極めて異例の措置として、同年 11 月に日本企業である任天堂の登録特許（US Patent No. 12,403,397）に対する長官職権による再審査命令（Director-ordered re-examination）が下されました。通常、再審査は第三者からの請求に基づき開始されるのが一般的であり、長官自らが特定の特許に対して職権を行使する事例は 2012 年以来、約 13 年ぶりとなる極めて稀なケースです。本件はゲームの根幹をなすキャラクター制御に関する特許で、業界やメディアからもその有効性に高い関心が寄せられていたこともあり、社会的な影響が大きい重要特許に対しては、当局自らがその品質を厳格に検証し、信頼性を担保する

という積極的な介入姿勢を鮮明にしたものと受け止められております。外国企業が所有する特許権であったということが再審査命令の直接の原因ではないものの、新長官の就任直後に、業界への影響力が大きい本特許が最初の適用例となった象徴的な事実は、日本企業にとって極めて重要な示唆を含んでいます。これは、一度登録された権利であっても、当局の判断で事後的に有効性が再検証されるリスクが否定できないことを意味しており、今後の新長官による政策動向については、細心の注視が必要です。

3. 米国外に住所を持つ出願人・権利者に対する米国代理人選定の義務化の動き

2025 年 12 月 29 日、USPTO は米国以外に住所を持つ全ての特許及び意匠の出願人・権利者に対し、USPTO に登録された資格のある代理人（米国特許弁護士またはパテントエージェント）の選定を義務付ける規則改正案を公表しました。²³商標では、同様の制度が、不適切な出願の抑制や審査効率の向上のために、既に 2019 年 8 月から導入されており、今回の特許・意匠への拡大案も、この商標での運用実績を踏まえたものと考えられます。本規則案が最終決定され施行された場合、特許・意匠においても、日本からの出願人は新規出願から登録後の維持管理に至るまでの各種事務手続きにおいて、常に適切な米国代理人を介することが必須となります。例えば、PCT 出願の米国への国内移行手続きにおける出願データシート（ADS）の作成や、情報開示声明書（IDS）の提出、登録料の納付といった、従来は日本の出願人が直接行うことも可能であった事務的な手続きも、原則として米国代理人の署名や介在が義務付けられる見込みです。これにより、事務コストの増加や現地代理人との連携体制の見直しが必要になる可能性があるため、今後の動向に注視が必要です。

4. 特許証のセレモニアルコピーの一律送付の終了

USPTO は、2023 年 4 月 18 日の電子特許証（eGrant）への完全移行後も、すべての特許権者に対して一律に書面のセレモニアコピー（Ceremonial Copy）を送付してき

²³ Federal Register: Required Use by Foreign Applicants and Patent Owners of a Patent Practitioner (<https://www.federalregister.gov/documents/2025/12/29/2025-23917/required-use-by-foreign-applicants-and-patent-owners-of-a-patent-practitioner>)

ましたが、この運用を 2026 年 3 月 9 日をもって終了することを発表しました。2026 年 3 月 9 日以降、セレモニアルコピーの受領を希望する場合には、登録料の支払い時に提出するフォーム（PTOL-85 Part B）にて明示的にセレモニアルコピーの受領を希望する旨を示す必要があります（オプトイン制への移行）。法的効力を持つ正本は電子特許証であり、書面のセレモニアルコピーはあくまで「記念品」という位置づけです。しかしながら、発明者への進呈や現物保管のために書面での受領を希望する日本企業も少なくないと思われるので、そのような場合には、現地代理人への指示や社内の管理フローにおいて、オプトインの要否確認を追加するなどの対応が推奨されます。